平成２７年（フ）第９号
栃木県大田原市本町１丁目2701番地11　サイトーバルコニー405号、前住所栃木県大田原市美原２丁目3230番地４
破産者　髙橋　　昇
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（フ）第３２５号
埼玉県東松山市松山町２丁目７番53号
破産者　タケミ産業株式会社
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第５３９号
川崎市川崎区大島３丁目33番12号
破産者　株式会社大島電機商会
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１１０号
川崎市高津区子母口83番地17
破産者　株式会社アドバンス
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１１１号
川崎市高津区子母口83番地17
破産者　株式会社ＳＣＯＯＴ
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３１８号
相模原市中央区富士見６丁目13番21号
破産者　株式会社マックトラベルビューロー
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１１８号
相模原市南区相模台１丁目14番20号オリエントファミリア203号
破産者　株式会社ｒｕｔｏ91
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４０８号
愛知県海部郡大治町大字西條字諏訪30番地
破産者　株式会社東部通信
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２３号
三重県松阪市茶与町40番地３
破産者　大西　敦子
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第４１２４号
大阪市北区堂島１丁目堂島地下街６号
破産者　医療法人明成会（旧商号医療法人明成会吉田眼科）
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５４１号
大阪府東大阪市長堂１丁目11番４号
破産者　有限会社まるみ
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１７９号
大阪府門真市四宮４丁目３番31号
破産者　新開海陸運送株式会社
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４７号
大阪府高槻市富田町１丁目13番７号
破産者　有限会社ｓｕｃｃｅｓｓｆｕｌ　ａｇｅｎｃｙ
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８３号
大阪市淀川区西宮原３丁目２番１―513号
破産者　株式会社フランキー
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３９５号
大阪府大東市住道２丁目１番101号
破産者　株式会社寿屋
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５６４号
大阪市中央区南久宝寺町１丁目３番９号　ホワイティ船場902
破産者　株式会社ココスタイル
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９８８号
堺市堺区神石市之町４番21号
破産者　株式会社大栄建設
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１３号
大阪府藤井寺市岡２―12―４、商業登記簿上の本店所在地大阪府羽曳野市飛鳥1280番地の５
破産者　株式会社魚新
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６２号
三重県四日市市広永町647番地261
破産者　柴田　　俊
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第６９号
三重県四日市市西日野町2826番地
破産者　東海プラテック有限会社
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１４４号
岡山市北区辰巳23番地125
破産者　株式会社勇総懸
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２５号
広島県江田島市江田島町津久茂１丁目11番41号
破産者　有限会社水原建設
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所呉支部